

【案】

高知市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

～ちいきぐるみの支え合いづくり～

(平成30～32年度)

平成30年1月

高知市

第5章 第7期介護保険事業計画

1 第7期介護保険事業計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の位置づけ等

平成12年度から策定を開始した本計画は、平成30年度で第7期に入ります。

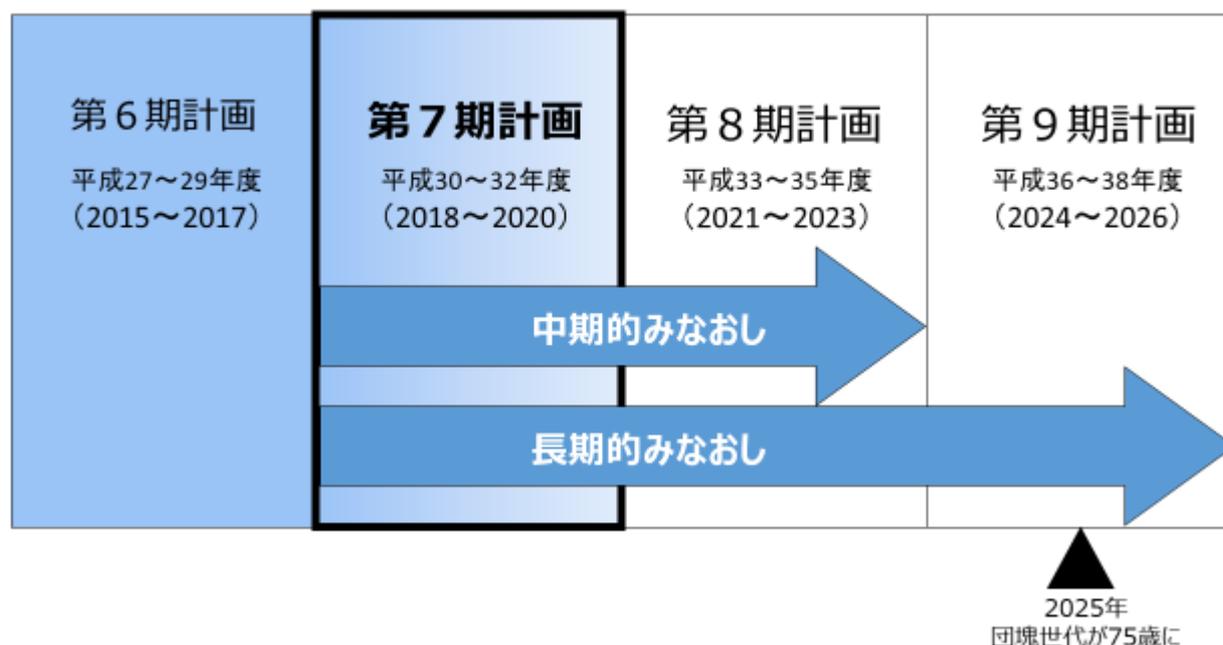
制度施行から17年が経過し、周知の拡がりとともに、サービスの利用が急速に拡大してきた結果、老後の安心を支える制度として定着してきました。

一方で、介護に関する保険給付費は介護保険制度が開始された平成12年度の決算額126億円から年々伸び続け、平成28年度決算では263億円となり、16年間で2倍以上に増加しました。

団塊の世代が全て75歳以上の「後期高齢者」となる2025年(平成37年)は目前に迫っています。介護保険制度の持続可能性の確保とともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のために、高齢者の自立や要介護状態の維持改善への積極的な取り組みが求められています。

高齢者保健福祉計画に掲げた施策に積極的に取り組みながら、真に必要な介護サービスの確保や施設の整備・計画等を着実に進めていく必要があります。

1-2 計画の期間



1-3 これまでの経過

① 第6期（平成27～29年度）

第6期計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計，地域包括ケアシステムの実現のための「地域包括ケア計画」としての位置づけなど，将来を見据えた計画策定が行われ，地域ケア会議の充実が図られるとともに，新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まるなど，地域支援事業が拡充されたほか，一方では，国において特別養護老人ホームの新規入所者が，原則，要介護3以上に限定されるなど，介護給付の重点化・効率化が行われました。

また，高齢化の進展による介護費用の増大や，介護従事者不足等の課題を解決するため，低所得者の保険料軽減の拡充と併せて，所得や資産のある人の費用負担の引き上げが行われたほか，介護従業者の人材確保・処遇改善のための費用が拡充されました。

このような中，本市では，要介護高齢者ができるだけ住み慣れた地域の中で，在宅生活を継続できるよう支援するための地域密着型サービスの整備を重点的に計画し，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護の各サービスの整備に取り組みました。

さらに，施設入所待機者の解消を図るための特別養護老人ホーム1施設（80床）及び要介護高齢者の在宅復帰を支援する，中間施設としての介護老人保健施設1施設（80床）の施設サービスの整備に取り組みました。

② 介護保険制度改正の主な内容

「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年5月26日に成立し，6月2日に公布されました。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や地域共生社会の実現を図るとともに，制度の持続可能性を確保することに配慮し，サービスを必要とする方に真に必要なサービスが提供できるよう，取り組んでいきます。

○地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて，医療・介護の役割分担と連携をより一層推進し，本人の希望する場所での，その状態に応じた医療・介護と看取りの実施や，関係者間の円滑な情報共有とそれらを踏まえた対応を進めていくことが必要です。

（1）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

国から提供されたデータを分析の上，介護保険事業計画を策定し，計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載します。

※高齢者保健福祉計画に記載しています。

（2）介護保険施設に「介護医療院」を創設

医療・介護の連携の推進等を図るため，介護療養型医療施設の転換施設として創設します。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ，看取り・ターミナル等の機

能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。(現行の介護療養型医療施設の経過措置期間は6年間延長され、平成 36 年3月までとなります。)

(3) 「共生型サービス」の創設

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を図るため、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするために創設します。

○介護保険制度の持続可能性の確保

地域包括ケアシステムの構築を図る一方、保険料と公費で支えられている介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、費用者負担者への説明責任をよりよく果たし、市民全体の制度への納得感を高めていくことが求められます。今後増加し続ける介護費用に対応するためにも必要なことです。

(1) 2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(平成 30 年8月～)

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とします。

※一部の方については月額 44,000 円の上限は残ります。

(2) 介護納付金の総報酬割の導入(平成 29 年7月～。適用は8月分～)

各医療保険者が納付する介護納付金(40歳～64歳の保険料)について、被保険者間での総報酬割(総報酬額に応じた負担)とします。

※平成 29 年度及び平成 30 年度は被保険者に係る介護納付金の2分の1について総報酬割を導入。平成 31 年度は4分の3について、平成 32 年度以降は全面的に総報酬割を導入します。

○その他の制度改正

(1) 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し(平成 30 年4月～)

介護保険適用除外施設(障害者支援施設等)を退所して介護保険施設等に入所した場合に、適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、適用除外施設入所前の市町村を保険者とします。

(2) 福祉用具の貸与について見直し

- ・事業者へ、機能や価格帯の異なる複数の商品提示の義務付けを行います。(平成 30 年4月～)
- ・事業者へ、全国平均貸与価格と貸与事業者の貸与価格について、利用者へ説明責任の義務付けを行います。(平成 30 年 10 月～)

(3) 住宅改修の見直し

- ・見積書類は国が示した統一様式になります。(平成 30 年度中 時期未定)
- ・複数の住宅改修事業者から見積りを徴収するよう、可能な限りケアマネジャーが利用者に対し説明を行います。(平成 30 年度中 時期未定)

(4) 要介護認定業務の簡素化(平成 30 年4月～)

- ・更新認定有効期間の上限を、現行の 24 か月から 36 か月へ延長します。
- ・介護認定審査会における二次審査の簡素化を可能にします。

圏域	大街	町名
東部	布師田	布師田
	大津	大津甲, 大津乙
	三里	池, 仁井田, 種崎, 十津
	五台山	吸江, 五台山, 屋頭
	高須	高須, 高須砂地, 高須本町, 高須新木, 高須東町, 高須西町, 高須絶海, 高須大谷, 高須大島, 高須新町, 葛島
	介良	介良甲, 介良乙, 介良丙, 介良, 潮見台
	南街	中の島, 九反田, 菜園場町, 農人町, 城見町, 堺町, 南はりまや町, 弘化台
	北街	桜井町, はりまや町
	下知	宝永町, 弥生町, 丸池町, 小倉町, 東雲町, 日の出町, 知寄町, 青柳町, 稲荷町, 若松町, 高そね町, 杉井流, 北金田, 南金田, 礼場, 南御座, 北御座, 南川添, 北川添, 北久保, 南久保, 海老ノ丸, 中宝永町, 南宝永町, 二葉町
西部	朝倉	朝倉甲, 朝倉乙, 朝倉丙, 朝倉丁, 朝倉戊, 朝倉己, 曙町, 朝倉本町, 若草町, 若草南町, 鶴来巢, 禎山町, 針木東町, 大谷公園町, 朝倉南町, 朝倉横町, 朝倉東町, 朝倉西町, 針木北, 針木本町, 針木南, 針木西, 宗安寺, 行川, 針原, 上里, 領家, 唐岩
	鴨田	鴨部, 神田, 鴨部高町, 鴨部上町
	鏡	鏡大河内, 鏡小浜, 鏡大利, 鏡今井, 鏡草峰, 鏡白岩, 鏡狩山, 鏡吉原, 鏡的淵, 鏡去坂, 鏡竹奈路, 鏡敷ノ山, 鏡柿ノ又, 鏡横矢, 鏡増原, 鏡葛山, 鏡梅ノ木, 鏡小山
	旭街	玉水町, 縄手町, 鏡川町, 下島町, 旭町, 赤石町, 中須賀町, 旭駅前町, 元町, 南元町, 旭上町, 水源町, 本宮町, 上本宮町, 大谷, 岩ヶ淵, 鳥越, 塚ノ原, 西塚ノ原, 長尾山町, 旭天神町, 佐々木町, 北端町, 山手町, 横内, 口細山, 尾立, 蓮台, 石立町, 城山町, 東石立町, 東城山町, 福井扇町, 福井東町, 福井町
	初月	東久万, 中久万, 西久万, 南久万, 万々, 中万々, 南万々, 柴巻, 円行寺, 一ツ橋町, みづき, みづき山
南部	潮江	土居町, 役知町, 潮新町, 仲田町, 北新田町, 新田町, 南新田町, 梅ノ辻, 棧橋通, 天神町, 筆山町, 塩屋崎, 百石町, 南ノ丸町, 北竹島町, 北高見町, 高見町, 幸崎, 小石木町, 大原町, 河ノ瀬町, 南河ノ瀬町, 萩町, 南竹島町, 竹島町, 六泉寺町, 孕西町, 孕東町, 深谷町, 南中山, 北中山
	長浜	長浜, 長浜宮田, 長浜蒔絵台, 横浜, 瀬戸, 瀬戸西町, 瀬戸東町, 横浜新町, 横浜西町, 横浜東町, 瀬戸南町, 横浜南町
	御畳瀬	御畳瀬
	浦戸	浦戸
	春野	春野町弘岡上, 春野町弘岡中, 春野町弘岡下, 春野町西分, 春野町芳原, 春野町内ノ谷, 春野町西諸木, 春野町東諸木, 春野町秋山, 春野町甲殿, 春野町仁ノ, 春野町西畑, 春野町森山, 春野町平和, 春野町南ヶ丘
北部	一宮	一宮, 一宮中町, 一宮東町, 一宮西町, 一宮南町, 一宮しなね, 一宮徳谷, 薊野, 薊野西町, 薊野北町, 薊野東町, 薊野中町, 薊野南町, 重倉, 久礼野
	秦	愛宕山, 前里, 東秦泉寺, 中秦泉寺, 三園町, 西秦泉寺, 北秦泉寺, 宇津野, 三谷, 七ツ淵, 加賀野井, 愛宕山南町, 秦南町
	江の口	入明町, 洞ヶ島町, 寿町, 中水道, 幸町, 伊勢崎町, 相模町, 吉田町, 愛宕町, 大川筋, 駅前町, 相生町, 江陽町, 北本町, 柴田町, 新本町, 昭和町, 和泉町, 塩田町, 比島町
	上街	上町, 本丁筋, 水通町, 通町
	高知街	唐人町, 与力町, 鷹匠町, 本町, 升形, 帯屋町, 追手筋, 廿代町, 永国寺町, 丸ノ内
	小高坂	井口町, 平和町, 三の丸, 宮前町, 西町, 大膳町, 山ノ端町, 桜馬場, 城北町, 北八反町, 越前町, 新屋敷, 八反町, 宝町, 小津町
	土佐山	土佐山菖蒲, 土佐山西川, 土佐山梶谷, 土佐山, 土佐山高川, 土佐山桑尾, 土佐山都網, 土佐山弘瀬, 土佐山東川, 土佐山中切

2 介護保険事業の現状

2-1 介護保険サービス給付

① 第6期における介護給付事業の実績

第6期計画期間である平成28年度の居宅サービス給付費の計画対比は108%、地域密着型サービス給付費の計画対比は74.2%、施設サービス給付費の計画対比は98.9%となっています。

また、居宅サービス利用者数の計画対比は104.6%、地域密着型サービス利用者数の計画対比は69.5%、施設サービス利用者数の計画対比は98.7%となっています。

高齢化に伴い、平成27年度から28年度までの給付費は増加するとともに、居宅サービスの利用者数をみると、平成28年度は計画値よりも上回る実績となっています。

(1) 給付費

単位：千円

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
(1)介護予防サービス・居宅サービス	10,903,638	9,212,154	11,176,614	8,529,326	97.6%	108.0%
訪問介護	1,790,496	1,766,562	1,849,140	1,845,935	96.8%	95.7%
訪問入浴介護	25,023	28,211	36,629	37,994	68.3%	74.3%
訪問看護	292,344	329,647	317,166	325,302	92.2%	101.3%
訪問リハビリテーション	153,762	152,656	159,619	163,590	96.3%	93.3%
居宅療養管理指導	132,608	149,600	127,006	152,577	104.4%	98.0%
通所介護	4,647,241	2,928,420	4,668,344	1,758,410	99.5%	166.5%
通所リハビリテーション	1,478,607	1,427,162	1,591,571	1,625,805	92.9%	87.8%
短期入所生活介護	507,090	492,277	532,209	544,672	95.3%	90.4%
短期入所療養介護	180,075	178,234	201,338	206,197	89.4%	86.4%
福祉用具貸与	634,526	678,916	643,643	691,622	98.6%	98.2%
特定福祉用具購入	37,124	34,553	32,491	33,180	114.3%	104.1%
住宅改修	97,046	92,039	103,042	105,088	94.2%	87.6%
特定施設入居者生活介護	927,696	953,877	914,416	1,038,954	101.5%	91.8%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	3,862,587	5,883,838	4,206,625	7,930,664	91.8%	74.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	81,686	105,008	157,481	312,003	51.9%	33.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	4,107	4,206	0.0%	0.0%
地域密着型通所介護	0	1,775,123	0	3,155,942	0.0%	56.2%
認知症対応型通所介護	447,265	475,515	464,589	504,355	96.3%	94.3%
小規模多機能型居宅介護	734,797	793,496	737,834	967,453	99.6%	82.0%
認知症対応型共同生活介護	2,165,281	2,201,194	2,218,967	2,282,165	97.6%	96.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	300,529	298,862	311,798	317,411	96.4%	94.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	72,074	144,020	119,840	119,856	60.1%	120.2%
看護小規模多機能型居宅介護	60,953	90,621	192,009	267,273	31.7%	33.9%
(3)施設サービス	8,268,583	8,329,289	8,423,507	8,420,916	98.2%	98.9%
介護老人福祉施設	2,965,866	3,013,618	2,922,806	2,951,100	101.5%	102.1%
介護老人保健施設	1,431,818	1,518,431	1,419,350	1,424,119	100.9%	106.6%
介護療養型医療施設	3,870,900	3,797,240	4,081,351	4,045,697	94.8%	93.9%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	1,248,251	1,247,611	1,200,023	1,196,043	104.0%	104.3%
合計	24,283,058	24,672,893	25,006,769	26,076,949	97.1%	94.6%

※1人当たり1月給付費×1月当たり利用者数×(1人当たり1月利用回(日)数)×12か月

(2) 利用者数

単位：人

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
(1)介護予防サービス・居宅サービス	245,133	232,605	248,928	222,444	98.5%	104.6%
訪問介護	53,140	52,073	54,060	52,656	98.3%	98.9%
訪問入浴介護	487	478	636	660	76.6%	72.4%
訪問看護	7,594	8,264	8,532	8,760	89.0%	94.3%
訪問リハビリテーション	3,928	4,064	3,984	4,092	98.6%	99.3%
居宅療養管理指導	14,160	15,991	13,188	15,888	107.4%	100.6%
通所介護	62,732	45,082	62,640	28,692	100.1%	157.1%
通所リハビリテーション	18,924	19,172	20,400	20,844	92.8%	92.0%
短期入所生活介護	7,605	7,530	7,968	8,160	95.4%	92.3%
短期入所療養介護（老健）	2,177	2,176	2,592	2,652	84.0%	82.1%
短期入所療養介護（病院等）	197	189	144	156	136.8%	121.2%
福祉用具貸与	65,551	68,918	66,180	70,488	99.0%	97.8%
特定福祉用具購入	1,566	1,499	1,524	1,560	102.8%	96.1%
住宅改修	1,545	1,447	1,596	1,632	96.8%	88.7%
特定施設入居者生活介護	5,527	5,722	5,484	6,204	100.8%	92.2%
(2)地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	19,689	41,971	21,624	60,348	91.1%	69.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	665	908	912	1,800	72.9%	50.4%
夜間対応型訪問介護	0	0	276	288	0.0%	0.0%
地域密着型通所介護	0	21,094	0	35,448	0.0%	59.5%
認知症対応型通所介護	3,574	3,733	3,780	4,140	94.6%	90.2%
小規模多機能型居宅介護	4,180	4,383	4,404	5,772	94.9%	75.9%
認知症対応型共同生活介護	9,036	9,225	9,144	9,420	98.8%	97.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,633	1,632	1,704	1,728	95.8%	94.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	334	571	564	564	59.2%	101.2%
看護小規模多機能型居宅介護	267	425	840	1,188	31.8%	35.8%
(3)施設サービス	28,108	28,604	28,932	28,980	97.2%	98.7%
介護老人福祉施設	12,056	12,389	12,012	12,144	100.4%	102.0%
介護老人保健施設	5,471	5,788	5,760	5,760	95.0%	100.5%
介護療養型医療施設	10,581	10,427	11,160	11,076	94.8%	94.1%
(4)介護予防支援・居宅介護支援	119,132	120,104	118,740	111,216	100.3%	108.0%
合計	412,062	423,284	418,224	422,988	98.5%	100.1%

※1月当たり利用者数×12か月

② 地域密着型サービスの整備状況

第6期では、要介護等高齢者ができるだけ住み慣れた地域の中で在宅生活が継続できるよう支援するために地域密着型サービスの整備を計画しました。

その結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等、以下のとおり、計画と同数の整備許可を行い、計画したとおりの整備が完了する見込みとなっています。

【第6期の整備計画数及び整備した事業所数】

圏域	圏域別計画数及び整備した事業所数							
	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
東部		1	－	1	1	1	－	－
西部	1	1	－	2(※)	1(※)	1	－	－
南部			－				－	－
北部	2		－				－	－

(※)は、平成29年12月時点で整備中の事業所。

第6期整備により地域密着型サービスの事業数は、下表【日常生活圏域別の事業数】のとおりとなります。

【日常生活圏域別の事業所数】 ※整備中の事業所を含む。

圏域	圏域別事業所数							
	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
東部	2	1	－	3	1	9		
西部	6	1	－	5	1	15	2	1
南部	5	1	－	5	1	13	2	1
北部	3	1	－	5	1	9	1	
合計	16	4	－	18	4	47	5	2

③ 施設サービスの整備状況

第6期では、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームの整備を計画するとともに、要介護高齢者の在宅復帰を支援する中間施設としての役割が期待される介護老人保健施設の整備を計画しました。

その結果、特別養護老人ホーム1施設 80床の整備が完了する見込みとなっています。なお、当期で整備できなかった介護老人保健施設については、第7期において、引き続き整備を行います。

3 介護保険事業の推計

3-1 第7期計画で整備するサービスについて

① 地域密着型サービスの整備

要介護等高齢者一人ひとりが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていけるよう、在宅生活を支えるためのサービスの整備を重点的に行います。

また、認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして、認知症対応型共同生活介護等の整備を行います。

認知症対応型通所介護	4事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所
小規模多機能型居宅介護	1事業所
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所
認知症対応型共同生活介護	3事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護	1事業所

(1) 認知症対応型通所介護 4事業所を整備（うち3事業所は共用型）

認知症の改善・進行抑制を図りながら在宅生活を継続させるための通いサービスであり、認知症の方の在宅生活を支える上で重要なサービスです。今後も利用の拡大が見込まれており、各圏域に1か所ずつの整備を行います。

なお、西部・北部・南部の各圏域は、認知症対応型共同生活介護事業所との共用型を整備することとします。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所を整備

定期・随時を問わず、24時間体制で支える体制があり、特に中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援するために重要なサービスです。利用者は年々増加しており、特に利用ニーズの高い西部及び南部圏域に1か所ずつを整備します。

(3) 小規模多機能型居宅介護 1事業所を整備

訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせて利用できることから、今後も要介護高齢者の在宅生活を支える利便性の高いサービスとして利用の拡大が見込まれています。各圏域における整備状況等のバランスを考慮して、整備量の少ない東部圏域に1か所を整備します。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護 2事業所を整備

介護ニーズのみでなく、医療ニーズも抱える高齢者の在宅生活を支えるサービスです。

また、訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせて利用できることから、今後も要介護高齢者の在宅生活を支える利便性の高いサービスとして利用の拡大が見込まれています。第7期では、西部及び北部圏域に1か所ずつを整備します。

(5) 認知症対応型共同生活介護 3事業所を整備

認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして、ニーズの高いサービスです。各圏域における整備状況等のバランスを考慮して、西部及び北部並びに南部圏域に1か所ずつを整備します。

なお、既存の利用定員1ユニット9人未満の事業所が、9人を上限に利用定員の増員を行う場合は、状況に応じて個別に判断します。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 1事業所を整備

在宅生活が困難となった要介護高齢者の住まいとして重要なサービスです。待機者も多く、各圏域における整備状況等のバランスを考慮して、北部圏域に1か所を整備します。

この結果、第7期で整備する地域密着型サービスは、下表【第7期の地域密着型サービスの整備計画】のとおりとなります。

【第7期の地域密着型サービスの整備計画】

圏域	圏域別計画数							
	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
東部	1		－	1				－
西部	1(※)	1	－		1	1		－
南部	1(※)	1	－			1		－
北部	1(※)		－		1	1	1	－

(※)は、認知症対応型共同生活介護との共用型を整備するもの。

② 施設サービスの整備

要介護高齢者の在宅復帰を支援する中間施設としての役割が期待される介護老人保健施設の整備を行うとともに、第6期計画期間中に未整備となった介護老人保健施設について、引き続き整備を行います。

介護老人保健施設	80床 × 2
----------	---------

【第7期の圏域別・年度別施設整備計画】

年度	圏域	圏域別計画数								
		認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設
平成30年度	東部	1		—					—	
	西部	1(※)	1	—			1		—	
	南部	1(※)	1	—			1		—	
	北部			—					—	
平成31年度	東部			—	1				—	80床
	西部			—		1			—	
	南部			—					—	
	北部	1(※)		—		1	1	1	—	
平成32年度	東部			—					—	80床
	西部			—					—	
	南部			—					—	
	北部			—					—	

(※)は、認知症対応型共同生活介護との共用型を整備するもの。

3-2 各サービスの見込み

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス・居宅サービス	給付費	10,903,638	9,212,154	9,224,971	9,540,055	10,047,321	10,456,562
	人数	20,428	19,384	18,533	18,793	19,867	20,774
(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	給付費	3,862,587	5,883,838	6,457,577	6,907,204	7,407,884	7,838,797
	人数	1,641	3,498	3,672	3,902	4,153	4,360
(3) 施設サービス	給付費	8,268,583	8,329,289	8,529,413	8,631,970	8,631,970	8,882,270
	人数	2,342	2,384	2,433	2,467	2,467	2,546
(4) 介護予防支援・居宅介護支援	給付費	1,248,251	1,247,611	1,262,821	1,269,504	1,277,788	1,269,685
	人数	9,928	10,009	9,359	8,907	8,760	8,509
総計	給付費	24,283,058	24,672,893	25,474,782	26,348,733	27,364,963	28,447,314
	人数	34,339	35,274	33,997	34,069	35,247	36,189
給付費伸び率（6期→7期）						10%	

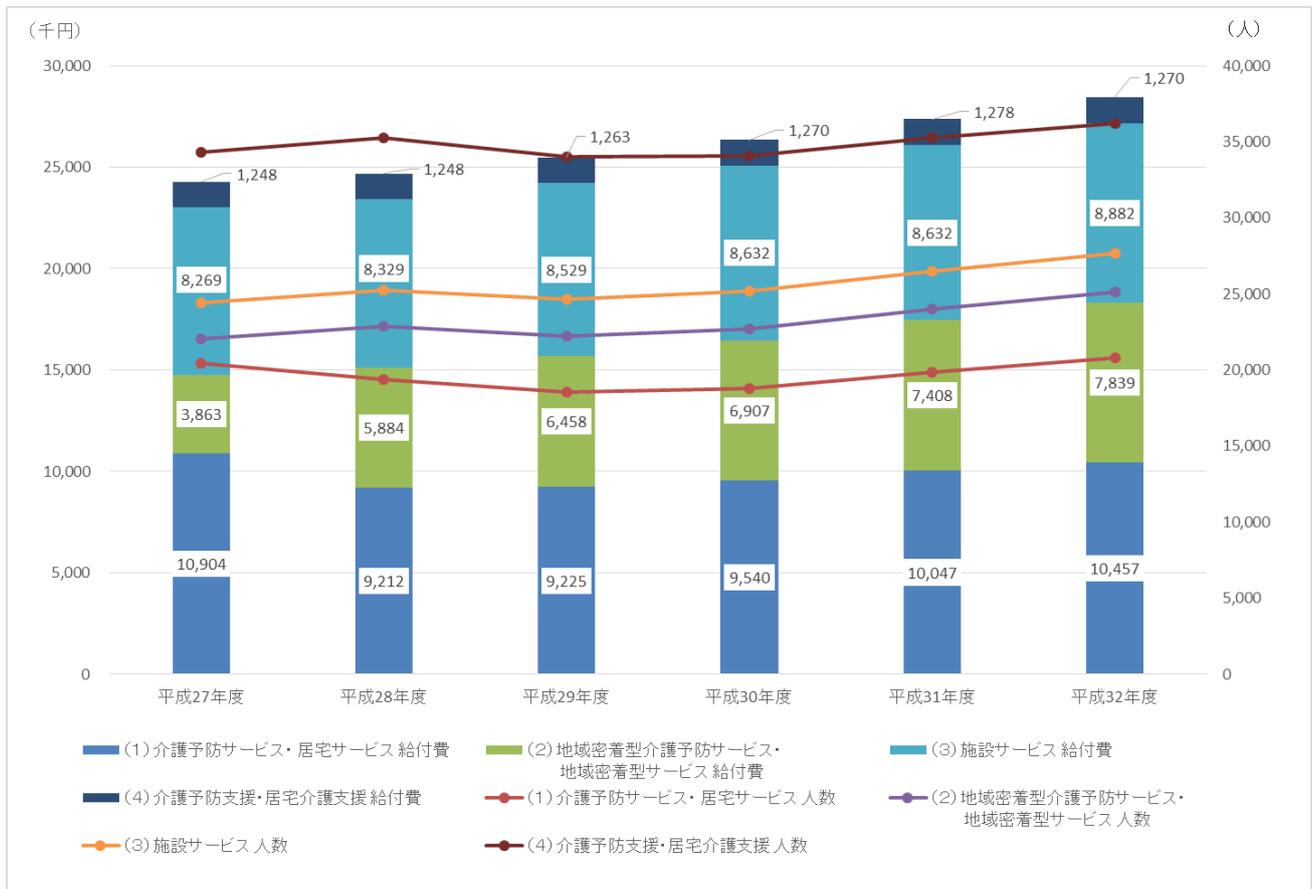
※平成 27・28 年度の給付費：実績値（1人当たりの1月給付費×1月当たりの利用者数×（1人当たり1月利用回（日）数）×12 か月）

※平成 29 年度以降の給付費：推計値（平成 29 年 12 月 15 日時点。平成 30 年 4 月報酬改定（+0.54%）未反映。今後変更予定。）

※人数：1月当たりの利用者数

※後の表についても上記※と同じ計算方法。

（参考グラフ）



(1) 介護予防サービス・居宅サービス

1. 介護予防訪問介護・訪問介護

訪問介護は介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

在宅サービスの中でも利用率の高いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれるため、事業所との連携を図りながら、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活支援サービスの提供やホームヘルパーの資質の向上に取り組みます。

平成28年10月1日より、介護予防訪問介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)へ移行したため、給付費等が皆減しています。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問介護	給付費	328,383	285,018	95,829			
	人数	1,597	1,402	483			
訪問介護	給付費	1,462,113	1,481,544	1,595,190	1,713,658	1,824,427	1,918,259
	人数	2,831	2,938	3,062	3,202	3,325	3,416
合計	給付費	1,790,496	1,766,562	1,691,019	1,713,658	1,824,427	1,918,259

2. 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

在宅で生活する重度の要介護者の利用が多いサービスとなっていることから、今後も利用者が増加していくと見込んでいますが、要支援者については、これまで利用実績がなく、本計画期間中の利用者数は見込んでいません。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費	25,023	28,211	38,157	48,238	63,944	78,662
	人数	41	40	51	59	71	78
合計	給付費	25,023	28,211	38,157	48,238	63,944	78,662

3. 介護予防訪問看護・訪問看護

訪問看護は、看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの利用人数は年々増加傾向にあります。今後の高齢化の進展を見据え、サービス利用者の増加を見込み、要介護者の療養生活の支援と心身機能の維持回復をめざします。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問看護	給付費	12,114	18,006	26,447	39,867	55,916	74,816
	人数	34	49	62	78	94	110
訪問看護	給付費	280,230	311,641	358,720	415,029	471,123	524,484
	人数	599	639	682	734	778	820
合計	給付費	292,344	329,647	385,167	454,896	527,039	599,300

4. 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

過去の傾向から、本計画期間中は要支援者の利用者が増加し、要介護者の利用者が減少すると見込んでいます。今後も、在宅の要介護者に対して理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供します。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	18,767	20,600	20,670	22,312	23,983	26,686
	人数	45	48	49	53	56	62
訪問リハビリテーション	給付費	134,995	132,056	127,137	121,690	116,511	110,383
	人数	283	291	283	279	271	260
合計	給付費	153,762	152,656	147,807	144,002	140,494	137,069

5. 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

サービスの利用状況は増加傾向にあり、本計画期間中も在宅での療養上の指導管理を必要とされる要介護者が増加する見込みです。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防居宅療養管理指導	給付費	7,984	7,756	8,043	9,061	10,388	11,476
	人数	72	74	80	89	101	111
居宅療養管理指導	給付費	124,624	141,844	155,664	171,403	187,199	202,120
	人数	1,108	1,259	1,377	1,516	1,656	1,788
合計	給付費	132,608	149,600	163,707	180,464	197,587	213,596

6. 介護予防通所介護・通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

通所介護を実施している定員18人以下の事業所については、平成28年4月1日に地域密着型サービスの地域密着型通所介護へ移行しました。そのため、平成28年度の通所介護の利用人数は大きく減少していますが、平成29年度以降は、要介護認定者の増加に伴い、利用者が再度増加する見込みです。

平成28年10月1日より、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)へ移行したため、給付費等が皆減しています。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防通所介護	給付費	411,638	357,018	115,568			
	人数	1,344	1,197	402			
通所介護	給付費	4,235,602	2,571,402	2,808,646	3,077,709	3,351,182	3,596,911
	人数	3,884	2,560	2,784	3,029	3,268	3,474
合計	給付費	4,647,240	2,928,420	2,924,214	3,077,709	3,351,182	3,596,911

7. 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

過去の傾向から、本計画期間中は要支援者の利用者が増加し、要介護者の利用者が減少すると見込んでいます。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防通所リハビリテーション	給付費	91,319	95,352	103,190	117,794	132,163	146,042
	人数	248	261	285	325	365	402
通所リハビリテーション	給付費	1,387,288	1,331,810	1,294,263	1,261,772	1,221,243	1,160,613
	人数	1,329	1,337	1,304	1,277	1,240	1,188
合計	給付費	1,478,607	1,427,162	1,397,453	1,379,566	1,353,406	1,306,655

8. 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防短期入所生活介護	給付費	4,054	4,534	5,891	6,553	6,811	7,335
	人数	12	14	21	27	35	42
短期入所生活介護	給付費	503,036	487,743	491,227	466,477	432,889	386,148
	人数	622	613	681	733	781	818
介護予防短期入所療養介護	給付費	451	684	1,155	1,031	1,031	1,015
	人数	1	1	2	2	2	2
短期入所療養介護	給付費	179,624	177,550	152,627	162,036	172,998	181,074
	人数	197	196	163	170	178	182
合計	給付費	687,165	670,511	650,900	636,097	613,729	575,572

9. 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

福祉用具貸与は、福祉用具の内、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

サービスの利用率が高く、多くの要介護者に広く利用されている現状から、利用者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図る上での重要なサービスの一つとなっています。今後も、サービス需要の増加を見込みながら、適切な福祉用具選定の援助・調整等を行い、利用者が居宅で能力に応じ自立した日常生活を営める環境づくりを進めていきます。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防福祉用具貸与	給付費	98,227	107,996	114,274	124,179	133,779	143,173
	人数	1,395	1,482	1,534	1,675	1,813	1,948
福祉用具貸与	給付費	536,299	570,920	607,053	648,533	687,879	719,626
	人数	4,067	4,261	4,502	4,792	5,058	5,277
合計	給付費	634,526	678,916	721,327	772,712	821,658	862,799

10. 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

特定福祉用具購入は、福祉用具の内、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、購入費の一部を支給します。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	11,001	10,252	10,524	11,757	12,961	14,400
	人数	44	41	44	49	54	60
特定福祉用具購入費	給付費	26,123	24,301	23,829	22,417	23,506	23,802
	人数	86	84	85	83	87	89
合計	給付費	37,124	34,553	34,353	34,174	36,467	38,202

11. 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

要介護者の在宅生活を支えるためには、住宅改修は欠かせないサービスの一つとなっています。引き続きサービスの提供に取り組むとともに、改修の必要性や内容の妥当性等を確認する取り組みも継続して行います。

給付費：千円、人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防住宅改修	給付費	39,372	36,680	34,295	36,093	34,632	37,011
	人数	53	47	45	47	45	48
住宅改修費	給付費	57,674	55,359	47,652	48,946	50,111	50,822
	人数	76	74	66	68	69	70
合計	給付費	97,046	92,039	81,947	85,039	84,743	87,833

12. 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

給付費：千円、人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	37,060	33,317	37,670	43,581	50,028	55,322
	人数	42	39	45	55	65	74
特定施設入居者生活介護	給付費	890,637	920,560	951,249	969,919	982,617	986,382
	人数	419	438	444	451	455	455
合計	給付費	927,697	953,877	988,919	1,013,500	1,032,645	1,041,704

(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

※本市では、夜間対応型訪問介護を開設している事業所は無く、本計画期間中の整備予定もありません。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を定期的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。このサービスは地域包括ケアシステムを担う中核的サービスに位置づけられていることから、2事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	81,686	105,008	136,021	171,455	236,794	265,110
	人数	55	76	96	119	164	181

2. 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

認知症対応型通所介護は、認知症の症状のある利用者が、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

本計画期間中に4事業所(うち3事業所は共用型)の整備を行います。

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

本計画期間中に3事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	3,393	3,339	4,228	4,352	4,942	5,532
	人数	6	7	11	10	10	10
認知症対応型通所介護	給付費	443,872	472,176	521,764	571,933	638,528	672,451
	人数	292	304	337	377	428	457
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	228	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,165,053	2,201,194	2,305,833	2,376,699	2,489,867	2,562,337
	人数	753	769	792	817	857	883
合計	給付費	2,612,546	2,676,709	2,831,825	2,952,984	3,133,337	3,240,320

3. 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、中重度の要介護者や認知症の要介護者を主な対象として、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせ、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

本計画期間中に2事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	16,957	21,401	25,494	33,797	38,566	46,061
	人数	26	29	31	39	42	50
小規模多機能型居宅介護	給付費	717,840	772,095	810,813	910,107	974,213	1,025,260
	人数	322	336	345	385	409	430
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	60,953	90,621	171,907	270,467	399,939	574,053
	人数	22	35	62	95	139	201
合計	給付費	795,750	884,117	1,008,214	1,214,371	1,412,718	1,645,374

4. 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員 29 名以下の小規模の介護付き有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居し、このホームなどの介護職員等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供します。

本計画期間中に1事業所の整備を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	300,529	298,862	309,084	318,850	327,302	369,299
	人数	136	136	140	143	146	164

5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の小規模の特別養護老人ホームに入居し、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	72,074	144,020	151,893	152,503	152,503	152,503
	人数	28	48	51	51	51	51

6. 地域密着型通所介護

平成 28 年4月1日から、通所介護を実施している定員 18 人以下の事業所が地域密着型通所介護へ移行しました。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	給付費	-	1,775,123	2,020,541	2,097,041	2,145,230	2,166,191
	人数	-	1,758	1,809	1,866	1,907	1,933

(3) 施設サービス

1. 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症等で常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者のための入所施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や機能訓練・健康管理などの療養上の支援を行います。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	給付費	2,965,866	3,013,618	3,054,764	3,154,543	3,154,543	3,154,543
	人数	1,005	1,032	1,035	1,069	1,069	1,069

2. 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、在宅復帰への支援を行います。

本計画期間中に 80 床の施設整備を行い、さらなる在宅復帰支援の充実を図ります。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	給付費	1,431,818	1,518,431	1,666,815	1,666,345	1,666,345	1,916,645
	人数	456	482	526	526	526	605

3. 介護療養型医療施設／介護医療院

介護療養型医療施設は、急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な要介護者のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどを行います。平成 35 年度末までに介護医療院等へ転換することとされています。

介護医療院は、新たな介護保険施設として平成 30 年度から設置されます。介護医療院では、要介護者への長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を行います。本計画期間中は、介護療養型医療施設が毎年同じ割合で介護医療院へ転換すると見込んでいます。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設	給付費	3,870,900	3,797,240	3,807,834	3,177,010	3,177,010	3,177,010
	人数	882	869	871	727	727	727
介護医療院	給付費				634,072	634,072	634,072
	人数				145	145	145
合計	給付費	3,870,900	3,797,240	3,807,834	3,811,082	3,811,082	3,811,082

(4) 介護予防支援・居宅介護支援

居宅サービス等の適切な利用ができるよう、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

今後も、引き続きマネジメント業務の質的向上を図るため、地域高齢者支援センターによるケアマネジャー支援や、ケアマネジャー間の情報交換・交流・研修等に努めます。

なお、平成28年10月1日に開始した介護予防・日常生活支援総合事業により、介護予防支援の一部は、地域支援事業へ移行しています。

給付費：千円，人数：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防支援	給付費	165,593	157,851	110,383	72,083	56,188	39,661
	人数	3,137	2,982	2,098	1,370	1,068	754
居宅介護支援	給付費	1,082,658	1,089,760	1,152,438	1,197,421	1,221,600	1,230,024
	人数	6,790	7,027	7,261	7,537	7,692	7,755
合計	給付費	1,248,251	1,247,611	1,262,821	1,269,504	1,277,788	1,269,685

(5) 地域支援事業

介護保険制度の見直しにより、市町村が行う地域支援事業は、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業に区分され、要介護認定を受けなくても一部の介護予防サービスが利用可能となりました。

今後も、「自立をめざした支援」の実現に向けた、地域での支え合いや、様々な主体による多様なサービス提供体制の構築などの取り組みを、着実に推進します。

給付費：千円	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	741,104	748,515	756,000
包括的支援事業・任意事業費	607,942	614,021	620,162
合計	1,349,046	1,362,536	1,376,162

<介護予防・日常生活支援総合事業>

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態を予防し、自立した生活を送ることができるように、従来の介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え、多様なサービス提供体制の構築に取り組みます。

② 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者等に対する介護予防ケアプランの作成等を行います。

③ 一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動である「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」の普及啓発や「こうち笑顔マイレージ」を通じた健康づくり活動の推進に取り組みます。

<包括的支援事業・任意事業>

① 総合相談事業

高齢者の心身の状況や生活の困りごと等についての相談を受け、地域の保健・医療・福祉サービス、社会資源等の利用につなげる等の支援を行います。

② 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

「地域ケア会議」を通じた多職種協働による自立支援型のケアマネジメントの充実と地域課題の解決を図ります。また、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談や支援困難事例等への指導・助言を行います。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に取り組みます。

⑤ 生活支援体制整備事業

社会資源の把握や関係機関のネットワーク化等に取り組み、高齢者の生活ニーズ解決に向けた、多様な主体による生活支援を充実していきます。

⑥ 認知症総合支援事業

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくり等に取り組みます。

⑦ 任意事業

食の確保が必要な高齢者に対する配食サービスや介護する人等に対する支援、真に必要なサービス提供がなされているかの検証等を行います。

3-3 第7期計画期間における給付費の見込み

① 介護予防サービス量の見込み

単位：千円／人

介護予防給付		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 介護予防サービス	給付費	412,228	461,692	517,276	1,391,196
	人数	2,400	2,630	2,859	7,889
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	39,867	55,916	74,816	170,599
	人数	78	94	110	282
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	22,312	23,983	26,686	72,981
	人数	53	56	62	171
介護予防居宅療養管理指導	給付費	9,061	10,388	11,476	30,925
	人数	89	101	111	301
介護予防通所リハビリテーション	給付費	117,794	132,163	146,042	395,999
	人数	325	365	402	1,092
介護予防短期入所生活介護	給付費	6,553	6,811	7,335	20,699
	人数	27	35	42	104
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	1,031	1,031	1,015	3,077
	人数	2	2	2	6
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	124,179	133,779	143,173	401,131
	人数	1,675	1,813	1,948	5,436
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	11,757	12,961	14,400	39,118
	人数	49	54	60	163
介護予防住宅改修	給付費	36,093	34,632	37,011	107,736
	人数	47	45	48	140
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	43,581	50,028	55,322	148,931
	人数	55	65	74	194
(2) 地域密着型介護予防サービス	給付費	38,149	43,508	51,593	133,250
	人数	49	52	60	161
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	4,352	4,942	5,532	14,826
	人数	10	10	10	30
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	33,797	38,566	46,061	118,424
	人数	39	42	50	131
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費	72,083	56,188	39,661	167,932
	人数	1,370	1,068	754	3,192
合計	給付費	522,460	561,388	608,530	1,692,378
	人数	3,819	3,750	3,673	11,242

※平成29年12月15日時点。平成30年4月報酬改定(+0.54%)未反映。今後変更予定です。

② 介護サービス量の見込み

単位：千円／人

介護給付		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	
(1) 居宅サービス	給付費	9,127,827	9,585,629	9,939,286	28,652,742	
	人数	16,393	17,237	17,915	51,545	
	訪問介護	給付費	1,713,658	1,824,427	1,918,259	5,456,344
		人数	3,202	3,325	3,416	9,943
	訪問入浴介護	給付費	48,238	63,944	78,662	190,844
		人数	59	71	78	208
	訪問看護	給付費	415,029	471,123	524,484	1,410,636
		人数	734	778	820	2,332
	訪問リハビリテーション	給付費	121,690	116,511	110,383	348,584
		人数	279	271	260	810
	居宅療養管理指導	給付費	171,403	187,199	202,120	560,722
		人数	1,516	1,656	1,788	4,960
	通所介護	給付費	3,077,709	3,351,182	3,596,911	10,025,802
		人数	3,029	3,268	3,474	9,771
	通所リハビリテーション	給付費	1,261,772	1,221,243	1,160,613	3,643,628
		人数	1,277	1,240	1,188	3,705
	短期入所生活介護	給付費	466,477	432,889	386,148	1,285,514
		人数	733	781	818	2,332
	短期入所療養介護（老健）	給付費	148,630	155,088	158,546	462,264
		人数	157	162	164	483
短期入所療養介護（病院等）	給付費	13,406	17,910	22,528	53,844	
	人数	13	16	18	47	
福祉用具貸与	給付費	648,533	687,879	719,626	2,056,038	
	人数	4,792	5,058	5,277	15,127	
特定福祉用具販売	給付費	22,417	23,506	23,802	69,725	
	人数	83	87	89	259	
住宅改修	給付費	48,946	50,111	50,822	149,879	
	人数	68	69	70	207	
特定施設入居者生活介護	給付費	969,919	982,617	986,382	2,938,918	
	人数	451	455	455	1,361	
(2) 地域密着型サービス	給付費	6,869,055	7,364,376	7,787,204	22,020,635	
	人数	3,853	4,101	4,300	12,254	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	171,455	236,794	265,110	673,359	
	人数	119	164	181	464	
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費	571,933	638,528	672,451	1,882,912	
	人数	377	428	457	1,262	
認知症対応型通所介護	給付費	910,107	974,213	1,025,260	2,909,580	
	人数	385	409	430	1,224	
小規模多機能型居宅介護	給付費	2,376,699	2,489,867	2,562,337	7,428,903	
	人数	817	857	883	2,557	
認知症対応型共同生活介護	給付費	318,850	327,302	369,299	1,015,451	
	人数	143	146	164	453	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	152,503	152,503	152,503	457,509	
	人数	51	51	51	153	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	270,467	399,939	574,053	1,244,459	
	人数	95	139	201	435	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	2,097,041	2,145,230	2,166,191	6,408,462	
	人数	1,866	1,907	1,933	5,706	
(3) 施設サービス	給付費	8,631,970	8,631,970	8,882,270	26,146,210	
	人数	2,467	2,467	2,546	7,480	
介護老人福祉施設	給付費	3,154,543	3,154,543	3,154,543	9,463,629	
	人数	1,069	1,069	1,069	3,207	
介護老人保健施設	給付費	1,666,345	1,666,345	1,916,645	5,249,335	
	人数	526	526	605	1,657	
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費	634,072	634,072	634,072	1,902,216	
	人数	145	145	145	435	
介護療養型医療施設	給付費	3,177,010	3,177,010	3,177,010	9,531,030	
	人数	727	727	727	2,181	
(4) 居宅介護支援	給付費	1,197,421	1,221,600	1,230,024	3,649,045	
	人数	7,537	7,692	7,755	22,984	
合計	給付費	25,826,273	26,803,575	27,838,784	80,468,632	
	人数	30,250	31,497	32,516	94,263	

※平成29年12月15日時点。平成30年4月報酬改定(+0.54%)未反映。今後変更予定です。

③ 介護予防・介護サービス量の合計

単位：千円

介護予防給付・介護給付	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
(1) 合計	9,540,055	10,047,321	10,456,562	30,043,938
介護予防サービス	412,228	461,692	517,276	1,391,196
居宅サービス	9,127,827	9,585,629	9,939,286	28,652,742
(2) 合計	6,907,204	7,407,884	7,838,797	22,153,885
地域密着型介護予防サービス	38,149	43,508	51,593	133,250
地域密着型サービス	6,869,055	7,364,376	7,787,204	22,020,635
(3) 施設サービス	8,631,970	8,631,970	8,882,270	26,146,210
(4) 合計	1,269,504	1,277,788	1,269,685	3,816,977
介護予防支援	72,083	56,188	39,661	167,932
居宅介護支援	1,197,421	1,221,600	1,230,024	3,649,045
総給付費（介護予防・介護）	26,348,733	27,364,963	28,447,314	82,161,010

④ 総計

単位：円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	27,894,541,682	28,916,827,579	30,012,556,056	86,823,925,317
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	26,334,982,037	27,343,271,894	28,424,746,042	82,102,999,973
総給付費（介護予防・介護）	26,348,733,000	27,364,963,000	28,447,314,000	82,161,010,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	13,750,963	21,965,030	23,135,441	58,851,434
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	273,924	567,483	841,407
特定入所者介護サービス費等給付額	738,608,000	738,608,000	738,608,000	2,215,824,000
高額介護サービス費等給付額	690,698,028	703,901,728	717,357,837	2,111,957,593
高額医療合算介護サービス費等給付額	86,709,457	87,066,377	87,424,767	261,200,601
算定対象審査支払手数料	43,544,160	43,979,580	44,419,410	131,943,150
地域支援事業費 (B)	1,349,045,890	1,362,536,349	1,376,161,713	4,087,743,952
介護予防・日常生活支援総合事業費	741,103,660	748,514,697	755,999,844	2,245,618,201
包括的支援事業・任意事業費	607,942,230	614,021,652	620,161,869	1,842,125,751
総計	29,243,587,572	30,279,363,928	31,388,717,769	90,911,669,269
(参考)対前年度比	+3.4%	+3.5%	+3.6%	

※平成 29 年 12 月 15 日時点。平成 30 年 4 月報酬改定 (+0.54%) 未反映。今後変更予定です。

4 第1号被保険者の介護保険料額について

4-1 介護保険料の算出方法

介護保険法では、介護サービス費のうち利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

第7期介護保険事業計画(平成 30~32 年度)では、地域包括ケア「見える化」システムを活用して3年間に必要となるサービス事業量・事業費の推計を行い、介護保険料を算出します。

【1】被保険者数の推計

- ・過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。
- ・第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40~64歳)について、推計を行います。

【2】要介護・要支援認定者数の推計

- ・被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の実績等を勘案して、【1】で推計された被保険者数見込みに認定率を乗じ、要介護・要支援認定者数を推計します。

【3】施設・居住系サービス量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数見込みに対する、施設・居住系サービス利用者から、整備計画等の施策を反映させたサービス見込み量を算出します。

【4】在宅サービス等の量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数から【3】で推計した施設・居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス利用者数を推計します。
- ・過去のサービス利用実績(利用率・日数・回数・給付費等)を踏まえて、在宅サービス見込み量を算出します。

【5】介護保険料の算出

- ・過去の実績等から、地域支援事業費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料等の見込みを推計します。
- また、調整交付金、介護保険事業運営基金の取崩、保険料収納率、所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計等を勘案し介護保険料を算出します。

4-2 所得段階別第1号被保険者保険料について

① 第7期における国の方針

■ 第1号被保険者負担割合

- ・第1号被保険者の負担割合 22% ⇒ 23%に変更
- ・第2号被保険者の負担割合 28% ⇒ 27%に変更

■ 標準段階について

- ・第6期に引き続き、標準段階を現行の9段階とする
- ・第6期に引き続き、保険者判断による弾力化が可能

■ 低所得者対策の強化

- ・公費(国1/2, 県1/4, 市1/4)による保険料軽減の強化

② 本市の保険料の考え方

次の点に留意して第7期の保険料段階を設定します。

■ 保険料基準額を可能な限り縮減した設定

- ・保険料の上昇は避けられない状況ですが、各階層での負担が偏らず、保険料基準額を可能な限り縮減した保険料を設定します。

■ 所得水準に応じたきめ細やかな設定

- ・低所得者への配慮、負担能力に応じた負担を求める公平性を考慮して、第5期から8段階・10区分を設定しており、引き続き第7期においても同様の考え方を継続します。

■ 低所得者対策の強化（公費による保険料軽減の強化）

- ・平成27年4月から引き続き、第1段階については、低所得者保険料軽減強化負担金により、保険料基準額に対する割合を0.50から0.45に軽減します。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	0.5	0.45

※予定として、消費税10%への引き上げが行われる平成31年10月からは、市町村民税非課税世帯全体を対象として軽減を行います。ただし、国の動向により変更になります。

4-3 介護保険料（基準額）の計算

第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出方法

【基準年額】

総賦課額(保険料収納必要額÷予定保険料収納率)÷所得段階別加入割合補正後被保険者数

【基準月額】

基準年額÷12

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数

所得段階別の加入人数を、保険料の基準額段階(第5段階)を「1」として、各所得段階ごとに保険料率で補正した人数です。

4-4 第7期介護保険料（基準額）の算出

【総賦課額の算出】

単位：円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	27,894,541,682	28,916,827,579	30,012,556,056	86,823,925,317
地域支援事業費 (B)	1,349,045,890	1,362,536,349	1,376,161,713	4,087,743,952
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B')	741,103,660	748,514,697	755,999,844	2,245,618,201
包括的支援事業・任意事業費	607,942,230	614,021,652	620,161,869	1,842,125,751
第1号被保険者負担分相当額 (C) …((A)+(B))×23%	6,726,025,142	6,964,253,703	7,219,405,087	20,909,683,932
調整交付金相当額 (D) …((A)+(B'))×5%	1,431,782,267	1,483,267,114	1,538,427,795	4,453,477,176
調整交付金見込額 (E) …((A)+(B'))×(F)	1,824,091,000	1,886,716,000	1,944,573,000	5,655,380,000
調整交付金見込交付割合 (F)	6.37%	6.36%	6.32%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9888	0.9893	0.9909	
後期高齢者加入割合補正係数 (2区分)	1.0067	1.005	1.0045	
後期高齢者加入割合補正係数 (3区分)	0.9708	0.9735	0.9772	
所得段階別加入割合補正係数	0.9512	0.9512	0.9512	
介護保険事業運営基金取崩額 (G)		1,600,000,000		1,600,000,000
保険料収納必要額 (H) … (C) - ((E) - (D)) - (G)		18,107,781,108		18,107,781,108
予定保険料収納率 (I)		97.82%		
総賦課額 (H) / (I)				18,511,328,059

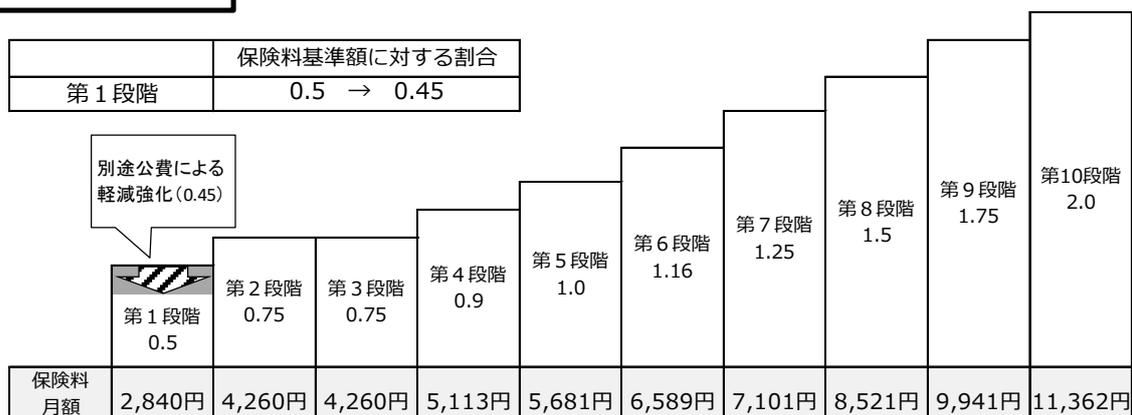
※平成29年12月11日時点の推計数値となります。今後、変更になる場合があります。

【基準額の算出】

総賦課額①	18,511,328,059円
所得段階別加入割合補正後被保険者数②	271,517人
基準額（月額） …①/②/12	5,681円

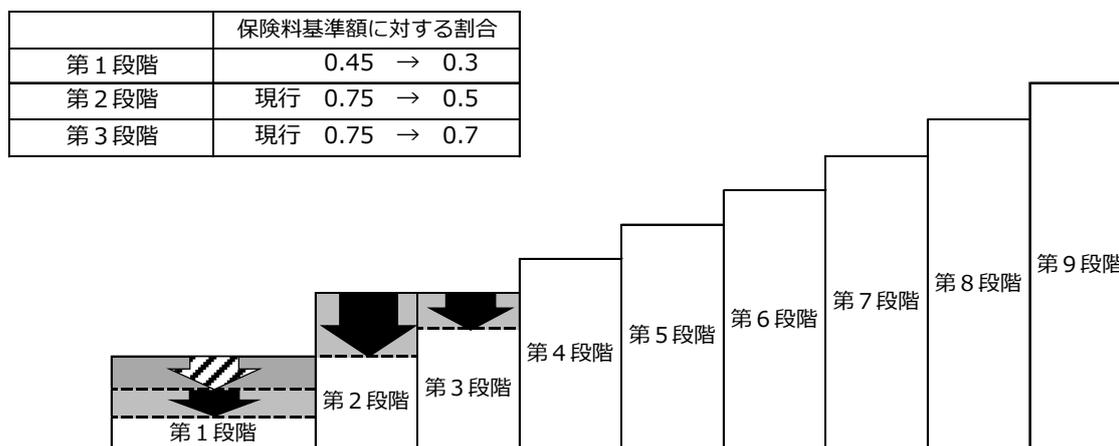
【各所得段階別の人数・倍率・保険料】

【高知市】 第6・7期



※参考

【国】 平成31年10月以降（消費税率変更後の予定）



※平成29年12月11日時点の推計数値となります。今後、変更になる場合があります。

【所得段階区分と所得段階別保険料】

段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第7期 月額増加分
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.5 ※軽減措置0.45	34,080円	2,840円	95円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.75	51,120円	4,260円	142円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.75	51,120円	4,260円	142円
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.90	61,350円	5,113円	171円
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額×1.00	68,170円	5,681円	190円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	79,070円	6,589円	220円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の者	基準額×1.25	85,210円	7,101円	238円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	102,250円	8,521円	285円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.75	119,290円	9,941円	333円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.00	136,340円	11,362円	380円

※平成29年12月11日時点の推計数値となります。今後、変更になる場合があります。

参考【保険料の推移（国との比較）】

計画期	年度	基準額（月額）	
		本市	国（平均）
第1期 （※）	平成12年度	777円	2,911円
	平成13年度	2,331円	
	平成14年度	3,108円	
第2期	平成15・16年度	4,393円	3,293円
	平成17年度	4,363円	
第3期	平成18・19年度	4,631円	4,090円
	平成20年度	4,644円	
第4期	平成21年度～23年度	4,577円	4,160円
第5期	平成24年度～26年度	5,248円	4,972円
第6期	平成27年度～29年度	5,491円	5,514円
第7期	平成30年度～32年度	5,681円	

（※）参考：国の支援制度（介護保険円滑導入制度）によって、平成12年度の4月から10月までの半年間は保険料を不徴収するとともに、10月から1年間保険料を半額にする（平成12年度：1/4，平成13年度：3/4）ことで、介護保険制度の円滑導入を図っています。

5 介護保険サービス一覧表

介護給付			
給付費等名称	通称	内容	
居宅サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。
	訪問入浴介護		看護職員や介護職員が、浴槽を備えた入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護		看護師などが居宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話をを行います。
	訪問リハビリテーション	訪問リハ	リハビリの専門職が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護	デイサービス	デイサービスセンターに通って、入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練などを受けます。
	通所リハビリテーション	デイケア	医療機関や老人保健施設に通って、入浴や食事の提供、リハビリテーションを受けます。
	短期入所生活介護	ショートステイ	短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、入浴や食事の提供、日常生活上の介護を受けます。
	短期入所療養介護	ショートステイ	短期間、介護療養病床や老人保健施設に入所して、看護・医学的管理下で日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	特定施設入居者生活介護	特定施設	有料老人ホームなどで「特定施設」の指定を受けた住居に入居している者に、食事・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。
	福祉用具貸与	レンタル	車いす、歩行補助つえなどの日常生活に必要な福祉用具を借ります。指定の品目があります。
	特定福祉用具販売		腰掛便座や入浴補助用具など、貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給します。指定の品目があります。
	住宅改修		住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅改修費用の一部を支給します。改修の要件があります。
	居宅介護支援		ケアマネジャーがケアプランを作成し、利用者が自立した生活を送れるよう支援します。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		ヘルパーや看護師による定期的な訪問と利用者からの通報に対する電話応対や随時の訪問を行います。
	夜間対応型訪問介護		夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行います。
	認知症対応型通所介護	認知デイ	認知症の症状のある者を対象に、デイサービスセンターなどで認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行います。
	小規模多機能型居宅介護		心身の状況や希望に応じて「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせる日常生活上の介護や機能訓練などを行います。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム	認知症と診断された者が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練などを受けます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護		定員29人以下の「特定施設入居者生活介護」です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム	定員29人以下の「介護老人福祉施設」です。
	看護小規模多機能型居宅介護		「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護サービスを組み合わせ、介護と医療のサービスを一体的に提供します。
複合型サービス		複数のサービスを組み合わせ、一体的にサービスを提供します。 ※現在該当するサービスは「看護小規模多機能型居宅介護」のみです。	
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴や排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
	介護老人保健施設	老人保健施設	病状が安定期にある者に、在宅復帰をめざして看護・医学的管理のもとで介護や機能訓練などを行います。
	介護医療院		長期にわたり療養が必要な者に、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療などを行います。(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)
	介護療養型医療施設		症状が安定期にあるが長期間の療養が必要な者に、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療などを行います。

介護予防給付		
給付費等名称	通称	内容
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	看護職員や介護職員が浴槽を備えた入浴車で居宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴の介助を行います。
	介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
	介護予防通所リハビリテーション	デイケア 医療機関や老人保健施設に通って、介護予防を目的とした入浴や食事の提供、リハビリテーションを受けます。
	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ 短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、介護予防を目的とした入浴・食事や日常生活上の介護を受けます。
	介護予防短期入所療養介護	ショートステイ 短期間、介護療養病床や老人保健施設に入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設 介護予防「特定施設」の指定を受けた住居に入居している者に、介護予防を目的としたサービスを行います。
	介護予防福祉用具貸与	レンタル 車いす、歩行補助つえなどの日常生活に必要な福祉用具を借ります。指定の品目があります。
	特定介護予防福祉用具販売	腰掛便座や入浴補助用具など貸与になじまない福祉用具の中で、介護予防に役立つ福祉用具の購入費の一部を支給します。指定の品目があります。
	住宅改修	住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅改修費用の一部を支給します。改修の要件があります。
介護予防支援	地域高齢者支援センターなどのケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成し、利用者が自立を目指した生活を送れるよう支援します。	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知デイ 認知症の症状のある者を対象に、介護予防を目的として認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行います。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援の認定を受けた者を対象に、「通い・訪問・泊まり」のサービスを行います。
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム 認知症と診断された者が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

その他		
給付費等名称	通称	内容
特定入所者介護サービス費等給付		施設サービスや短期入所サービスを利用した時に支払う食費・居住費について、所得状況に応じて負担が軽減されます。(申請が必要です。)
高額介護サービス費等給付		介護保険サービスの自己負担額が規定の限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。
高額医療合算介護サービス費等給付		同一世帯内で介護保険と医療保険の両方の合計額(年額)が、世帯の負担額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。